

1. 目的

松浦市 (以下、「市」という。) では、ゼロカーボンシティまつうら推進計画 (区域施策編) ~自然豊かで美しい松浦を守るため、みんなで取り組む温暖化対策~において、2030 年 (令和 12 年) において、温室効果ガスを 2013 年 (平成 25 年) 度比で 46%削減 (目標年度排出量: 109, 211t-CO₂) という目標を定めている。本事業は、PPA 方式により、施設への太陽光発電設備等を導入し、温室効果ガス排出抑制を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 事業概要

ア 事業者は、市の示す対象施設 (別紙 1 参照) に対して、市より太陽光発電設備、付帯設備、電気自動車用普通充電設備 (以下、「太陽光発電設備等」という。) 設置が可能な設置場所の提供を受け、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行うこと。

上記調査結果は随時市に報告することとし、提案した設備容量の太陽光発電設備等の設置が困難であると判断された場合には、市との協議を行うこと。

イ 本事業は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点対策加速化事業)」 (環境省) を活用し行うものである。そのため、事業者は、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金) 交付要綱及び実施要領 (令和 5 年 1 月 13 日付環地域事発第 2301131 号改正。) に基づいた事業を計画すること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) に基づく固定価格買取 (FIT) 制度及び FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得し売電することを不可とし、太陽光発電設備等で発電した電力量の 50%以上を自家消費する計画とすること。

ウ 事業者は、太陽光発電設備等の稼働前に、担当部署並びに施設管理者等へ運転・維持管理に係る必要な説明を行うこと。

エ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。

オ 太陽光発電設備等の設置時や事業実施中、対象施設を破損した場合は、事業者の負担で原状回復すること。

カ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給すること。

キ 事業期間終了後、事業者は自らの負担で設備が正常に機能することを確認し太陽光発電設備等は原則、市に無償譲渡すること。

(2) 事業期間等

ア 契約開始から運転の終了日までを事業期間とする。

イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で 20 年間とする。ただし、事業期間中に、市の都合により、一定期間自家消費ができない場合は、必要に応じて、運転期間の延長について市と協議できるものとする。

ウ 設備の導入時期については原則、令和 9 年 2 月 28 日までに、太陽光発電設備等設置を完了し補助金の実績報告書を提出すること。ただし、電力供給開始時期につ

いては、市と協議のうえ決定する。

(3) 契約単価

- ア 市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、計量法に基づき検定を受けた電力量計により計測されたものとする。また、事業者は、市に対し電力使用料に基づいた電気料金を請求すること。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価や基本料金単価の設定は行わないものとする。なお、契約単価には、設備の設置、運転・維持管理等、本事業目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、市から松浦市企業版地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下、市補助金という）を交付されることを前提として、市補助金を充当した単価とすること。
- エ 対象施設で消費しきれなかった余剰電力を売電することは可能とする。ただし、売電で得られる収入は、市との契約単価に反映させること。
- オ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

3. 設備工事前の調査・手続

(1) 構造調査

市が提示する施設情報を踏まえて、太陽光発電設備等の設置に際し、加重増加や安全性、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対しての施設の耐久性について問題ないことを書面により市に報告すること。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、構造調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設に適切な容量とすること。

福島養源小学校、福島中学校、鷹島小学校、鷹島中学校については、自家消費率 50% を最低限確保したうえで、発電した電力を最大限自家消費できる設備容量とする。

また、松浦市消防署鷹島出張所については、フル ZEB を見据えた設計を行っており、既に蓄電池（18.9kWh）が設置されている。太陽光発電設備容量は 9.84kW を想定しており、9.84kW より設備容量を変更する場合は、市へその理由を説明すること。なお、松浦市消防署鷹島出張所の余剰電力については、売電することを想定している。

(3) 現地確認

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。調査は、太陽光発電設備等の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。

(4) 各種関係手続

事業者は、構造調査、設備容量検討、現地調査を行い、各種関係手続を適切に行い、その結果を市に提出すること。また、設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。

市が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した施設のみ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を申請する。なお、

使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。

事業者には提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

4. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。なお、太陽光発電設備等の設置は、令和9年2月28日までに
行うものとし、運転開始時期については、市と協議すること。

(1) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ・太陽光発電で発電した電力の既設設備への供給を検討することとし、それらに必要な工事、既設設備の改造、機能追加等については、事業者負担とする。
- ・太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。なお、松浦市消防署鷹島出張所の設計用地震力の計算にあたっては、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。また、太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ・太陽光発電設備は、系統連系規程(JEAC 9701)の最新版に準拠したシステム構成とすること。
- ・松浦市消防署鷹島出張所については、既に蓄電池が設置されているため、既存蓄電池への電力供給・運転等に支障のない太陽光発電設備とすること。なお、余剰電力については売電を想定している。

(2) 充電設備

- ・松浦市消防署鷹島出張所については、電気自動車用普通充電設備(出力:6kW)を1台設置すること。
- ・原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。
- ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。
- ・耐用年数経過後の設備の更新は必要ない。

(3) その他の事項

- ・事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ・事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務(工事・運営に関する内容説明、事業者が行う太陽光発電設備等の維持管理方法、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行うこと。内容等については市と協議のうえで決定すること。

- ・事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。

5. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。

（1）設備設置の条件

- ・設備設置時には防水施工法の分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。なお、屋上への穴あけによる固定方法は不可とする。
- ・事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受けること。施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ・既設設備等の保守点検や施設の維持管理、施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画すること。
- ・事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。
- ・設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。また、設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- ・設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

（2）施工

- ・太陽光発電設備等の施工にあたっては、原則として日中に行うこととし、詳細な施工計画については、施設管理者と協議の上、作成すること。
- ・福島養源小学校、福島中学校、鷹島小学校、鷹島中学校については、夏季休業期間（令和8年7月22日（水）～令和8年8月31日（月））を含めた施工計画とし、学校の授業等への影響が最小限となるよう考慮すること。
- ・工事中の安全対策を適切に実施し、施設管理者及び近隣住民への事前説明及び調整等を十分に行う。また、工事中の安全対策（各施設の職員や利用者、工事作業員等の安全確保等を含む。）などについて、各施設管理者との調整等を行う現場業務責任者を1人選任すること。

- ・工事完成時には、現場で市の検査を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（jw形式）を提出する。

6. 維持管理（保安・点検）・報告・非常時の対応等

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

（1）維持管理計画

- ・事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。
- ・施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は選任すること。
- ・太陽光発電設備の設置、運用、維持管理等において、自家用電気工作物の保安規定届、使用前自己確認結果届、基礎情報届、点検記録、電気事故報告等の電気事業法等の各種法令で定められる届出が必要な場合は、当該施設の電気主任技術者と協議の上、必要な点検、書類の作成等は事業者の負担で行うこととし、届出の補助を行うこと。
- ・設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。設備の脱着及び仮保管等に伴う費用負担が発生した場合、市の負担とし、一時撤去及び再設置の方法については、市と事業者で協議すること。なお、一時撤去により運転を停止した期間は、市と事業者の協議により、その分事業期間を延長させることができることとする。
- ・施設の移設については想定していないが、移設となった場合の費用負担については、市と協議の上決定することとする。
- ・事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と事業者で協議のうえ定めるものとする。

（2）維持管理の実施・報告

- ・毎年1回以上点検を行い、風雨・積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこととし、点検結果を市に報告すること。
- ・市に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属させること。
- ・事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。事業者は検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認することとする。

（3）非常時の対応

- ・設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者並びに担当部署に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。
- ・事業者からの提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担

とする。

- ・設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- ・事業実施中に、市による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力すること。
- ・事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は、作業の安全確保ができる状況下においては原則として設備全般の点検を行い、二次災害発生等の被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

7. 周辺環境への配慮

日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について、十分配慮した施工及び設備の仕様とし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

8. 責任分担の基本事項

上記（1. ～7.）を含め、事業実施にあたり予測されるリスクと責任分担については「別紙2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ・事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、市へ写しを提出すること。
- ・市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。
なお、市との協議により市が認めた場合には、発電設備及びその他付帯設備の所有権を市に移譲するものとする。
- ・事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9. その他

市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したとき

は、市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙 1

施設名	契約電力	受電区分	竣工年	予定使用電力量	備考
松浦市消防署鷹島出張所	40kVA	従量電灯	令和7年6月30日	16,179kWh/年	・予定使用電力量は、竣工から1年間を経過していないため、推計した使用電力量となっている。(2025年7月1日～9月7日の30分値は有り)
福島養源小学校	88kW	高圧	平成28年3月	149,994kWh/年	・予定使用電力量は、2025年1月1日～12月31日の使用実績である ・2施設が隣接しており電力契約としては一契約となっている。
福島中学校			平成29年7月		
鷹島小学校	103kW	高圧	令和3年3月	152,035kWh/年	・予定使用電力量は、2025年1月1日～12月31日の使用実績である ・2施設が隣接しており電力契約としては一契約となっている。
鷹島中学校					

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがある場合	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備、蓄電池及び付帯設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	調査・設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	調査・設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画・設計段階	調査・測量・設計	事業者の調査、測量、設計等に不備があった場合		○	
	物価	物価変動		○	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関する事		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○		
		目的外使用料等の支払が遅延する場合の事業継続不能（目的外使用料等の支払が必要な場合のみ適用）		○	
	金利	市中金利の変動		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	上記以外の要員による維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	
	市施設の点検	電気設備の点検等による一時的な発電量の減少		○	
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷		○	
		市の過失等による設備の損傷	○		
	施設損傷	設備に係る事故・火災による自治体施設及び設備の損傷		○	
		設備に起因する市有施設への障害		○	
市有施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○				
運営	電力使用量の増減		○		
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、自治体施設運営・業務への障害		○	
その他	その他事項	本リスク分担表に定めていない事項	○	○	